

一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

一斉休校により実施が困難となる授業時数の確保に関する質問主意書

新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的として、令和二年三月二日より小中高等学校等を一斉休校とする動きが各地で見られます。

安倍晋三内閣総理大臣からの要請として同年二月二十七日に発表されましたが、二月二十九日及び三月一日は学校の休業日であり、教育委員会や学校現場の検討、準備期間は実質二月二十八日の一日しか与えられない中で三月二日を迎えることとなり、各地で混乱が生じております。

さて、三月二日から春休みが始まるまでの期間、休校となった場合、当初予定していた授業を当該期間中に実施することが出来なくなります。学校によって進捗状況に違いがあるとしても、少なからず当初予定されていた授業を終えずに現在の学年を修了することになります。

事前に休校となることが分かっていたら、前倒しで授業を行うなどの対応が可能であったものの、前述のスケジュールでは対応のしようがなかったものと考えます。

四月から新学年に進級する児童生徒の学習の継続性を確保するためにも、一斉休校によって行うことが困難となる授業を実施し、児童生徒の学習機会を確保する必要があると考えます。

その一方で小学校において四月より新学習指導要領が全面实施となります。

つまり、学校現場では、新年度開始早々に新学習指導要領への対応に加えて、前学年の未指導分の授業をいつ実施するのかを考える必要が生じるのです。

一斉休校への対応として、働いている保護者の負担を軽減する事は議論になっていますが、肝心の児童達の学習機会の確保についての議論が希薄であることに不安を感じています。

児童達の学ぶ権利を保障する観点からも、一斉休校により受けることが困難となった授業時数をしっかりと確保する必要があると考えます。

以上を踏まえて、以下質問します。

一 一斉休校により児童生徒が受けることが困難となった授業を補充する必要があると考えられていますか。

二 一について必要があると考える場合、新学年の最初に行うこととするのでしょうか。

三 夏季等の長期休業期間を短縮して授業時数を確保することも想定しているのでしょうか。

四 安倍内閣総理大臣の要請を受けて一斉休校が行われることを考えると、今後の対応方法については各教育委員会や各学校の判断に委ねるのではなく、政府が方針を示すべきだと考えますが所見を伺います。

右質問する。